

## 【象牙取引規制に関する有識者会議（第4回）】

### 『議事録』

令和3年3月29日（月）

14時00分～15時55分

○松崎政策調整担当部長 お集まりいただきありがとうございます。会議の事務局を担当しております、政策企画局政策調整部政策調整担当部長の松崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、新型コロナウイルス感染症対策としてWEBでの開催とさせていただいております。なお、木佐委員につきましては、本日は所用のため、ご欠席の連絡を頂戴しております。

本日はゲストとして、認証やラベリングの専門家である、日本サステナブル・ラベル協会代表理事の山口様にもご参加をいただいております。ご紹介いたします。山口真奈美様です。

○山口様 よろしくお願いたします。

○松崎政策調整担当部長 次に、会議の公開についてご説明いたします。本日の会議の様子は、都のホームページ上でインターネット中継により配信されております。また、本日の会議資料、議事録、中継映像につきましては、後日ホームページ上に公開してまいります。それでは、以降の議事進行につきましては、阪口座長にお願いいたします。

○阪口座長 それでは、これより私の方で議事を進行させていただきます。本日の議事につきましては、次第に沿って進めたいと思いますが、議事に入る前に先日の第3回会議における委員の皆様の本意および会議での質問に対する回答について、事務局から報告をお願いします。

○松崎政策調整担当部長 前回の第3回会議におきまして、委員の皆様から頂いたご意見について事務局の方で主なものを項目ごとにまとめた抜粋を作成させていただいております。最初にご紹介いたします。

まず、「取引の是非」につきましては、違法取引の根絶のためには需要の抑制が不可欠。取引への課税も効果的な手段。市場閉鎖には反対。「原則取引禁止」による「国際犯罪 NO」の姿勢の発信が重要。都は、国を後押しする段階的な施策を検討すべき。「国内市場閉鎖」の言葉は強いが、どういうところを規制すべきかの検討を進めることが大事。「どういう方向に向かっていくか」という意思表示をすることも重要。全面禁止ではなく、他国と同様に、トレーサビリティをした上で例外を定めるべき。どこまでを例外として規制するか、コスト等も勘案し、都の先導的取組として検討すべき。といった意見がございました。

「違法な輸出入の対策」については、TRAFFIC等の調査で国外持出の問題があることが分かったので、都ができる事を議論すべき。種の保存法が守られていても、外為法・関税法の水際が機能していないと持ち出される。水際対策は国の役割だが都ができる事を考えるべき。日本への密輸入がなくても、日本の象牙価格が上がると国際的価値が上がり、密猟や密輸出を誘発する可能性があるので、需要を減らしていくことが重要。

「透明性の向上（トレーサビリティ）」につきましては、需要を抑制した上で、認証・ラベリングを導入することが有効。例外措置の明確化（トレーサビリティ確保）による違法取引阻止への貢献が必要。違法品と適法品の区別ができないことが問題。「取引停止」が一切禁止ではないという認識を共有化した上で、例外となる伝統工芸品をどう規定し、どうトレーサビリティを確立していくかがポイント。法的な観点からの話があれば検討が進む。トレーサビリティ・認証制度の活用については、20億円の市場のためにどこまでコストを掛けるのが論点。

「法制度」については、取引禁止をするなら財産権の保証が必要となり、規制する場合は大きな論点、といったご意見がございました。

第3回会議における、主なご意見等についての説明は以上ですが、これまでの会議で出た質問等について、環境省、象牙美術工芸協同組合、西野委員から回答いただいていますので、ご報告いたします。

まず、環境省からの回答について、口頭でご報告いたします。

第2回会議におきまして、北村委員から環境省に対し「日本から持ち出された象牙が外国で摘発された実績を把握しているのか」という質問があったところですが、環境省から「国としては、ETIS（ワシントン条約に基づくゾウ取引情報システム）に登録されている、外国で摘発された実績の情報を把握している。一方でETISの情報はワシントン条約上、原則非公開であるため内容についてはお知らせできない」との回答を頂いています。

次に、象牙美術工芸協同組合からの回答について、組合から別紙のとおり回答書を頂いておりますのでご報告いたします。

○平沢政策調整担当課長 それでは、東京象牙美術工芸協同組合様から資料を頂いておりますので、ご紹介いたします。中泉先生のご質問で、「日本での象牙の利用は密猟と関係ないことが科学的根拠に基づいて示されているとの話だが、どういう研究や証拠に基づいて立証されているのか教えてほしい」についてですが、「環境省の『象牙 Q&A』にも、ワシントン条約事務局等による ETIS の報告においても、日本は違法な象牙の目的地や中継地とは認識されていません」とあるとのことで、その引用文を記載いただいております。

その他、「会議を受けていくつかお伝えしたい情報がある」ということですので、お伝えさせていただきます。

「サバンナゾウとマルミミゾウの象牙の利用について」です。素材の1つとして象牙を取り扱う場合は、象牙の代替素材はあるかと思えます。しかし、象牙にしかない強度や粘り気、加工性やツヤなどは代替できません。日本における象牙の利用状況としては、マルミミゾウ、サバンナゾウなどゾウの種類に関わらず、象牙の特性に応じて使い分けております。南部アフリカのサバンナゾウの象牙は比較的柔らかいので彫刻しやすいという方も多く、印章ではよく使われております。マルミミゾウの象牙を好んで使用しているわけはありません。

ですので、ワシントン条約の決議 8.3「野生動植物の取引の利益の認識」にも書かれているように、ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国のサバンナゾウの象牙の持続可能な利用は、ゾウの保全と地域住民の発展に貢献すると信じております、ということがございます。

次に、「日本国内における象牙の需要と国内での象牙取引について」ご意見を頂いております。1989年の象牙の国際取引が禁止、2016年の市場閉鎖の決議案、2020年のコロナの影響もあり、日本での象牙の需要は激減しております。第1回の有識者会議で TRAFFIC から提出された資料でも、「近年は密猟の要因になっていないと評価」とありますように、日本においては生態系に影響を与える過度な需要はないと考えます。

悪しきは、象牙の取引や需要そのものではなく、過度な需要が引き起こすゾウの密猟や象牙の違法取引です。例えば海外で肉製品などを買って、適正な手続きをせずに日本に持ち込むことが禁止されているように、密猟と関係がないとはいえ、象牙製品等の違法な海

外への持出しなど、違法行為には断固反対です。

日本国内において、象牙製品等を取り扱う事業者は、「種の保存法」に基づいて「特別国際種事業者」として事業者登録する等、法令を遵守して象牙製品の販売などの事業を行うことが認められております。全ての「特別国際種事業者」が、海外に象牙製品等を持ち出す可能性がある方には、当該製品の販売をしないことが重要です。

有識者の先生方におかれましては、法令順守のため、安心安全な象牙取引のため、是非、この度の会議からの科学的根拠や事実に基づく正しい情報の発信をお願いいたします。

ということでございます。以上象牙組合様からの回答文についてご紹介させていただきました。

○松崎政策調整担当部長 最後に西野委員から提出いただいた資料 2.2 ですけれども、ご紹介いたします。これにつきまして、まず、事務局の方から概要についてご紹介させていただきたいと思っております。

○平沢政策調整担当課長 前回の会議におきまして、北村委員から「取引を禁止した国において在庫の補償や処理をしている事例があれば紹介してほしい」とのお話があり、それに対して西野委員から「補償を実施している国はほぼないと理解しているが、参考となるものがあればお示ししたい」との回答を頂いていたところでございます。このたび、参考として別紙のとおり取引を禁止した国の制度の資料をご提出いただきましたので、まず事務局から概要をご紹介いたします。

1 の中国では、2017 年末から狭い例外を除く取引停止としており、その経緯は 2016 年 12 月 30 日に市場閉鎖を発表、2017 年 3 月 31 日までに一部の店舗や工場を閉鎖、2017 年 12 月末をもって国内取引を全面禁止したとのことです。取引禁止の例外は記載のとおりです。なお事業者が所有する在庫等の扱いの規定はないものの、彫刻師の代替事業など技術の転用支援を実施しているというところでございます。

2 の香港では 2021 年末から狭い例外を除く取引停止としており、その経緯は 2016 年 6 月に市場閉鎖に向けた 3 ステップの措置が議会で承認、2018 年 1 月に 2021 年末までに域内取引の停止、が法制化したとのことでございます。

3 のタイでは 2015 年からアフリカゾウの象牙の所持・取引の完全停止、およびアジアゾウの所有象牙の全登録を含む国内取引の厳格な管理がされており、その経緯は 2015 年から

アフリカゾウの象牙の所持と取引を禁止して違法行為とし、2015年1月にアジアゾウの全国一斉登録のための法律を施行、4万人以上が67万余の象牙を登録。アジアゾウの国内取引については許可が必要で、商業、非商業目的を問わず全ての所有象牙の登録が義務づけられているとのことです。

4のアメリカでは、2016年7月から狭い例外を除く商業取引のほぼ全面禁止、としております。2014年2月に野生生物の違法取引に対する国家戦略を策定し、商業的な象牙取引のほぼ全面禁止を表明。2016年7月から国レベルで取引停止が発効。ただし州内の取引は、州ごとに異なるとのことです。取引禁止の例外は記載のとおりとなっております。

5のイギリスでは、狭い例外を除く取引禁止に向けた検討がされておまして、2018年12月に商業利用を全面禁止とした象牙法が承認され、施行開始についての議論が継続しております。2020年5月には、事業者による法案見直し裁判が棄却され、2021年3月9日より、象牙法施行による協議が開始されているとのことです。採択された象牙法での例外は記載のとおりです。

最後、6のEUでは、現状はアンティーク象牙以外の取引には、政府の証明書が必要となっております。追加規制の必要性を現在検討中ということでございます。商業目的の象牙のEU内取引および再輸出は原則禁止。2017年7月1日から未加工象牙に対する再輸出許可発行が停止。2021年1月、象牙取引禁止の法案を発表し、春までに法案を採択予定で審議中ということです。審議中の法案における例外は記載のとおりです。以上、ご紹介させていただきました。

○松崎政策調整担当部長 これまでの会議における、質問等への回答の説明は以上でございます。なお、第3回の三間委員からご説明いただいたWWFの資料が一カ所修正となっておりますので、この場をお借りしてお知らせいたします。

表示出ております、資料の6ページ、環境団体の象牙販売店の販売時の調査結果を紹介している部分で、「顧客が海外へ持ち出す意図を知らずながら販売しようとした店舗が91%」という表現があります。こちらは前回紹介した際には、販売した店舗が91%となっておりますが、その表現では実際に購入に至ったという誤解を招く可能性があるため、「販売しようとした」と修正をいただいております。事務局からの報告は以上となります。

○阪口座長 ありがとうございます。今の事務局の説明について補足の話がありました

ら、お願いいたします。西野委員、よろしく申し上げます。

○西野委員 私の回答の資料をご紹介いただきありがとうございます。少し補足をさせていただきますので、少しお時間いただけますと幸いです。

もともと北村先生のご質問について、やはり各国が抱える在庫などの扱いが分かるというようなお話であったかと思うんですけれども、ご説明したように、やはり国として持っている在庫を把握できていない国という方が実は多くて、またその抱えている在庫をどうするのかというところ、規制を引いていてもあいまいな国が多いというところで、そちら明確化をするべきだということを、私たち NGO などが求めている点にはなりますが、そういった背景も含めて、各国の規制状況というのを少しご紹介させていただいた内容になります。

また、在庫に関して言いますと、例えば、密輸によって押収された象牙については、各国、粉碎したり焼却したりといった処分をしている国が多いということが、ひとつ言えるかと思えます。そして日本で参考になるかなと思ってご紹介した点が、やはり各国取引禁止ということを原則的に宣言して掲げて法律も改正したりしていますけれども、やはりだいたい国において例外を設けているというところで、例外をお示ししたものになります。多くの国がやはりアンティークですとか相続であったり、あと楽器といった美術品、博物館に展示されるようなものについての物を例外に定めています、その中でもアンティークについては、年代など定義づけをしていて、そういったきちっと定義をしているというところと、あとは販売者側がそうしたもの、証明の義務があったりするという点が特徴であるというふうに思っております。

そしてまた、東京都として参考になるところとしましては、アメリカにおきましては州ごとの規制が異なるというところで、州ごとに取引禁止を定めている州の州法の概要につきまして、こちら「トラ・ゾウ保護基金」という NGO になりますが、そちらで少しまとめた資料、概要が詳しく書かれている資料がありましたので、最後に添付、参考資料としてお付けしておりますので、こちらが参考になるのではないかなというふうに思っております。

特に、ニューヨーク州・ワシントン州・カリフォルニア州といった大都市において取引禁止というのを定めているという点、東京都に非常に近い状況にあるのではないかなと思えます。流通量やリスクといったところを考えた政策であるということが言えるかと思

います。以上、補足になります。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。それでは次に、これまでの会議の議論の中で課題として挙がってきたトレーサビリティの向上に関して、認証やラベリングの専門家である日本サステナブル・ラベル協会代表理事の山口様から、プレゼンテーションをお願いしたいと思います。山口様、よろしくお願いいたします。

○山口様 ご紹介にあずかりました山口です。よろしくお願いいたします。本日はこちらの有識者会議に参加させていただきありがとうございます。「象牙取引への認証・ラベリングの導入可能性について」ということで、簡単にではございますが、実際の認証制度であるとか、トレーサビリティを他ではどのように確認しているかをご紹介したいと思います。

日本サステナブル・ラベル協会の方では、さまざまな国際認証の制度ですとか、ラベルを「サステナブル・ラベル」と総称していくつかご紹介をしていますが、今画面に表示させているのが、象徴的に9のラベルをホームページではご紹介しています。当然、これだけではなくて、エコマークも含めてさまざまな認証制度ですとか、ラベルが世の中には存在いたします。サステナブル・ラベル、持続可能な原材料調達や環境・社会的配慮につながる国際認証ラベルを総称して伝えていますが、これは全て基準を保有している団体、このラベル全てばらばらの団体が運営しております。それぞれの認証の基準を保有している団体が定めた基準を基に第三者の認められた審査員、認証機関が現地生産者や事業者を訪問して、その各々の認証ラベルが定める基準に合っているかというのを、第三者がチェックする仕組みというところでは、今ご紹介しているのは共通性があるというところでご紹介しています。

例えば、サステナブル・ラベルとサプライチェーンを考えていきますと、まず原材料がどこから調達されたのかというところで、持続可能な責任ある調達がなされているかどうか。森林由来のもので木材とか紙製品が、FSC という森林認証制度がございます。後ほど事例でご紹介いたしますが、水産では漁業の MSC や養殖の ASC。農林水産省が運用している有機 JAS ですとか農業についてもあります。それから繊維、リサイクルの基準もありますし、最近ではパームやオーガニックフェアトレード以外にも、動物福祉の観点でも出てきております。

こちらはまず、どこから原材料が調達されたのかというところの、そのサステナビリ

ティの観点と、あとは加工流通過程の中で違法な原材料と混ざらないように管理されているのか、認証の原材料とその他のどこから来たか分からない原料が混ざらないように管理されているかという、加工流通過程の CoC というところでチェーンがつながって初めて最終的に認証が続いて、ここが 1 カ所でも途切れてしまうとラベルが付けられないという仕組みになっております。ひいては、この認証製品とかラベルが付いているというものはトレーサビリティが担保できる認証機関を介してですけれども、原材料がどこから来たのか、加工流通過程で誰がどのように管理をしていて、どこに販売されたのかというのが把握できる仕組みになっています。

事例として、森林認証、FSC 森林管理協議会ですけれども、10 の原則と 70 の基準にのっとって運用されていますが、こちらはこの 10 の原則があります。森林がどのように管理がされているのかというところで、環境・社会・経済、この 3 つの観点で審査がなされるんですけれども、こちらは当然、法律とか国際的なルールを守っているのは当然のことながら、そこで林業を営んでいる人たちの働く人の権利であるとか、もともと先住民族の権利、そして地域社会との関係性ですとか、あとはどれぐらい伐採してどれぐらい販売し、残すべき森林のエリアもしくは使うべきところというのをきちっと管理をしていく、そういったところを把握しなければならないというふうになっています。

基本的な仕組みとしては、この FSC（森林管理協議会）は基準を策定してラベルを保有して運用していますが、審査の実務は独立した第 3 者の認証機関が行っています。森林管理、フォレストマネジメントの審査は、先ほどの 10 の原則の 70 の基準にのっとって審査が行われますけれども、そこから認証された木材を加工流通するときに非常に重要なポイントで、混ざらないように管理されているのかというところがチェックされます。そして最終的にラベル付きの製品と消費者の手許に渡るという仕組みになっています。

この審査の流れが一般的なんですけれども、こちら国際認証、サステナブル・ラベルの仕組みとしては、まず、透明性や信頼性をどう担保するのかというところで工夫がなされています。今、FSC の事例を話しましたが、FSC ですとか MSC、それからこの後ご説明する繊維の認証の保有している Textile Exchange、これはアメリカの団体ですが、このような団体が非営利団体として、スキームオーナーというふうに呼んでいます。認証プログラムの基準策定管理を主に行っていて、この基準が定期的な改訂をなされていたり、国際的なさまざまな国連が定めるもの、また、さまざまな業界、分野の承認スキームなどで、ベンチマークやガイドラインに準拠しているかどうかというところを意識しながら作られ

ています。

またこのスキームオーナーは独自で自分たちが審査を行うわけではなく、先ほど申し上げたように、第三者の認証機関が現場の確認をするのですが、勝手に誰もが審査機関になれるわけではなくて認証機関を認定する機関、認定機関というものがございます。認証機関が適正にきちっと審査できる機能を持っているのか、審査員の資格要件ですとか ISO の 17065 含めてその認証機関としての資格を確認して、それで認定をします。この認定機関が第三者認証機関を認定することで初めて認証機関が誕生します。ここの認証機関が審査認証の実務を行うわけですけれども、その生産者、農林水産業含めて原材料の現場の生産者、そこから加工流通に関わる事業者の方々のトレーサビリティを含めて、審査の実務が行われて最終的に製品が世の中に出ていくという形になります。またいろんな業界の専門家ですとか、NGO の方も含めて、いろんな方々の声を集めて基準を策定されていたりとか、情報の提供また審査過程を透明性を確保するために報告書を開示したり、さまざまな工夫がなされています。

オーガニックコットンで OCS という、Textile Exchange という団体が保有しているラベルがあるんですけれども、こちらトレーサビリティをメインにしていきます。原料が何パーセント、95%以上がブレンド、混ざっているかというところを見ていくようなラベルもありますし、あとはこれはドイツに本部がある GOTS、Global Organic Textile Standard というものですが、こちらは原料が必ずそのオーガニックの繊維というだけではなくて、そのトレーサビリティプラスアルファ環境社会的側面を確認します。

昨今やはり事業者が確実にトレーサビリティを把握するだけではなくて、事業者自身が環境とか社会的にきちっと配慮した経営をしているのか。こちらの場合は使う薬剤とか染料、助剤ですとか、あとは排水の基準ですとか、働いている方々の労働条件、児童労働、強制労働がない、そういったところも含めて確認するという仕組みになっています。

どのようにその証明がなされるのか。その審査機関が審査をして、その事業者に与えられるのは、Scope Certificate という認証書がまず発行されます。この企業・団体へ認証書が発行されますが、この証明書だけで運用している認証と、この繊維に関してとかオーガニックに関しては、TC (Transaction Certificate)、商取引証明書というものも付随して発行されることがあります。この認証取得企業・団体が製品を出荷するたびにいつ・どこへ・何を・どのぐらい出荷したのかというのが記載される証明書があります。この Scope Certificate、その事業者に与えられる証明書というのは、どの認証プログラムで認証を取得

したのかというところだけではなくて、オフィス・工場、どういう箇所でこの事業者が認証を取得しているのか。また取り扱っている製品の 카테고리なども一覧にこの証明書に反映されることになります。

年に一度必ず審査を受けなければならないというふうになりますので、それで認証書を更新していくという仕組みになっています。また Transaction Certification (TC) ですが、この認証を取得した事業者が取得後に認証製品を出荷する際に、いつどこへ何をどれくらい出荷したのかというところを、例えば、納品書ですとか請求書ですとか、いつどこに売ったのかという証明のエビデンスを認証機関に提出して、認証機関がそれを元に確認して、この TC というものを製品に都度都度発行するというものになります。

なので、こちらをちょっと簡単な図にすると、事業者自体は認証を取得するというプラスアルファですね、認証製品と認証されていない製品を扱っている事業者もありますので、これは確実に認証されているものだというものをトレーサビリティを確保するために TC というのが発行されて、これがチェーンでつながっていくという仕組みもあります。この TC がある認証と TC に頼らない認証といくつかやはり認証の制度によって違いがあります。

このサプライチェーンと審査、審査での確認書類の例というのが、製品単位にまず認証を行われるのではなくて、工場、加工場において認証製品を取り扱っている管理体制が整っているかを審査いたします。実際にどのように誰が責任をもって運用するのかのマニュアルですとか、それに付随する例えば、発注書、納品書、請求書、作業指示書のようなものですとか、あとは委託先であれば委託先も含めて、いろんな形で情報を整理して、審査のときにはこれを開示し、審査員が現地に行って、そしていつどこから入荷してどのように製造して、どこに販売したのかというところの情報の照合確認なども行っています。

このように管理体制が整っているかというところを見るんですけども、あと GRS (Global Recycle Standard) というリサイクルの基準がありますが、これは原材料がヴァージン原料を使用していないリサイクル原料かどうかというところの認証なんかもあります。このように、実際には書類とあとは現地できちっと運用されているのかという確認するという制度があります。いろんな認証制度がありますが、書面だけで確認するとか現地に行かないで確認するとかいろんな認証制度がありますが、今ちょっとご紹介しているのは、必ず現地に審査員が行ってチェックするような仕組みになっています。環境・社会・経済、こういった所が共通性があるのと、ガバナンス、管理システムがまずきちっとなっているのかというのが確認されます。

また国際的な認証制度については、世界共通の基準を採用していたりとか、いろんな特徴がありますけれども、やはりまず科学的根拠、客観的な証拠に基づいているかとか、きちっと分析したデータを付けなければいけないものもありますし、その審査過程が透明性を担保しなければならない。このトレーサビリティを担保するということもありますが、第三者が審査・確認しているというところで信頼性・透明性を担保しているという形になっております。

またトレーサビリティを把握するだけではなくて、環境・社会的にいろんな課題が昨今ありますけれども、一定水準以上改善されているかというのを、第三者が評価する仕組みと言えると思います。

そこで、象牙取引への認証・ラベリングの導入に必要な要素、私なりに話題の中で考えたんですけれども、まず今までの議論の中では宣言の表明や国内市場の規制強化というのがあると思います。トレーサビリティを把握するだけではなくて、関わっている事業者がまず取引の制限・禁止へのコミットメント、その宣言に署名をするですとか、そういったところも必要になるかと思えます。事業者自身の意識づけもそうですし、先ほどの基準という話がありましたが、基準やチェックリスト等をどういうふうに策定するのか、また密輸・密猟・違法な輸出入を防ぐための項目をどういうものにまず作っていくのか。そしてこの基準の所有をどのようにするのか。先ほどはスキームオーナーがあったり、認定機関があったり認証機関があったりというのがありましたけれども、例えば、東京都が基準を所有するのか誰かが確認するのか。有機 JAS だと農林水産省が法律で基準を策定していて、FAMIC ですね、農林水産消費安全技術センターさんなんか認定を行っていて、いろんな認証機関があったりしますけれども、どのような立ち位置で、誰がどのような運用するのかというのはあると思います。

またトレーサビリティの把握、ラベリング等の手法ということで、誰がどのように第三者的にチェックするのか証明するのか、TC ですとかデジタルタグ、ブロックチェーン、いろんな話題が今までもあったかもしれませんが、これから誰がどのようにその証明をするのかという証明方法もあるかと思えます。また事業所のサステナビリティ基準への準拠というのは、先ほどのコミットメントと同様ですね。スキームオーナー・認定・認証機関の設置をどのようにしていくのか。ここまで大がかりなものしなくてもいいとは思いますが、東京都・国・事業者・他団体等との関係性を整理しながら、なるべくコストも掛けず、ただしきちっとした透明性を担保していかないといけないのではないかと思います。

す。コスト負担の検討ということで、今までの議論でも 20 億円ですかね、市場でどれぐらいコスト負担するのかという話もあったかと思えますし、誰がこの負担をするのか。今ご紹介している認証は認証取得したい事業者が自分でお金を払って認証を取得しなければならないというリスクがありますので、そういった政策・法改正・税制の在り方ですね、きちっと運用している事業者には税制の優遇があるのか、もしくは、やっていないところに対する規制も必要かもしれません。このように透明性・信頼性の確保と国際社会との連携というところで、いくつか認証制度、もしくはこういったトレーサビリティの把握についてご参考になればと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○阪口座長 山口様、ありがとうございました。それでは、ただ今の山口様のプレゼンテーションおよび事務局からの報告、WWF の補足説明についてご質問などありましたら、挙手をしていただきますようお願いいたします。井田委員よろしく願いいたします。

○井田委員 すいません、山口さんに伺いたいんですけども、これコストは基本的には認証取得、トレーサビリティの確保というのは業界というか事業者の負担ということが、スタンダードと考えていいのでしょうか。

○山口様 そうですね、基本的には認証を取得したい事業者がその費用を払って認証機関に払う。または認証、基準保有しているスキームオーナーにもいくつか払わなければいけないという制度もあつたりしますし、あとは認証を取得していなくてもラベルを使いたい、例えば小売りですとか、そういったところを使いたい場合はお金が発生する場合があります。ただやはり導入の時期であつたりとか普及をさせていくために、例えば行政の方で当然認証を取得するための補助をしたりとか、初年度とか次年度までは負担をするとか、そういった工夫もいくつかなされていますので、必ずしも全て百パーセント事業者が取るといだけではないと思います。

○井田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 他にご質問などある方、いらっしゃいますでしょうか。なければ次に移りたいと思います。山口様、ご対応ありがとうございました。はい、松田先生どうぞ。

○松田委員 ありがとうございます。山口さんにまず質問なんですけれども。今例えば、コロナ禍でいろんなこういうふうに対策を取っていただければいいというようなことを、割と自主ルールのような形で東京都はいろいろ作っていると思うんですね。象牙もそのような形でできるんじゃないかと、私は思っていたんですけれども。山口さんの今出された説明はそれよりかなり厳しいものが必要だということになると思うんですけど。山口さんご自身はコロナ対策も同じような事が必要だとお考えなのでしょうか。

○山口様 ごめんなさい、コロナ対策ですか。

○松田委員 はい。

○山口様 コロナ対策は、今回の外れかもしれませんが、やはり個人の行動に依存するといえますか、協力をお願いしている体制がほとんどで来ていますよね。当然、レストラン等に対する補助はあるかもしれませんが。

私自身は認証制度とかは根本的に性善説ではなくて、けっこう疑ってかかるという要素があるので、将来的には本来はなくなるべきだと思っているんですね。なので、何で第三者が一々チェックをしなければならないのかというところでは、きちっと市場でサステナビリティ、例えば経済性を追うだけではなくて環境とか社会に配慮した、例えば、企業活動であったりとか、違法なものを取り扱わないというのが当たり前の社会になっていけば、こういう制度はあまり依存、頼らなくて済むと思っています。

なので、コロナについてというより象牙について個人的に思っているのは、これはいろんな伝統文化も含めて完全になくすところよりも、どういうふうに将来持っていくといいのかというところの中で、認証制度が必要であればあまり厳しめにやらなくてもきちっとトレーサビリティが担保できるようなやり方が模索できたらいいんじゃないかなと、個人的には思っています。すいません、質問とちょっと違うかもしれませんが。

○松田委員 非常に分かりやすい。つまり性善説ではない立場でやっている、その認証制度があるということですね。今私は象牙に関しては性善説で日本は機能していると、僕は思っていますので、今お話、非常によく分かりました。すいません、もう一つ西野さんに

質問してよろしいでしょうか、座長。

○阪口座長 すいません、どうぞ。

○松田委員 西野さんの説明ですね、アメリカなんですけれども、国内で市場が閉鎖されているかのような説明に聞こえてしまうんですけれども、州内の取引が禁止されている所はごくわずかであるということによろしいのでしょうか。

○西野委員 私の表現も、ただ国内というのが、州間の取引は原則禁止というところで、国として見たときに連邦法で禁止になっているというところでは、国としては禁止しているという表現として記載をさせていただいて、州内なので、例えば、日本だと東京都とか都道府県内の取引がどうかという比べ方と比較したら、そういうところにはなると思っているので、そういう本当に局所的というか、制度として導入している所はそんなに 50 州ある中で割合で言うと多くはないかもしれませんが、大都市において導入、本当に局所的な部分、都市としてそういう制度を導入しているというのは非常に参考にもなりますし、逆に厳しい措置を取っている州ということが言えるかなというふうに思います。

○松田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 中泉委員からもご質問があるようですが、どうぞ。

○中泉委員 インターネット環境が悪いので、コメント欄にも書きました山口様への質問です。実は性善説に乗っかっていないとおっしゃっていましたが、経済学者から見ると、本当に究極に抜け駆けをしようと思ったら、どれだけ検査をしても不可能じゃないかなと思います。性善説でないそういうケースで、どこまで踏み込んで検査や審査をされているのかにつきまして、具体的に何か工夫がございましたら教えていただけますでしょうか。

○山口様 そうですね、まずは認証機関が審査員が現地に行ってチェックをする。そしてその審査員のレポートを元にまた判定がなされて認証が出されるわけなんですけれども、まず

審査員はトレーニングを常に受けなくてはいけなくて、一定のバックグラウンドですとか、審査の項目がきちっと把握して出されているのかというのがなされますが、当然、人がチェックする部分というところで、改訂がなされる中で、実際に審査を透明性を担保するには、審査員の力量というのがけっこう大事になってくるので、そこに対するトレーニング等はなされていますが、実際にご質問に書いていらっしゃるように、完全に365日モニタリングしているわけではないという認証制度が多いので、そうすると、当然抜け駆けしようと思ったら事業者はできるかもしれないというリスクは当然あります。そういったときに、もしそれが発覚したときには、当然その事業者の認証をはく奪されますし、認証機関自体がきちっと見ていなかったということになれば、認証機関自体が認証の権利をはく奪されます。認証機関が適正に審査しているのかというのを、先ほどの認定機関がまた監査をしてちゃんと認定をするのを、毎年確認をしていくというような制度になるので、全体的には向上しようという努力はしていますけれども、完全に把握するというのは確かに難しいかもしれません。

一方で、例えば、交通違反を取り締まる警察じゃないですけども、認証を取得する企業さんとかっていうのは、割ときちっとやっているという自信を元に委嘱するケースと、言われて泣く泣くやるという場合といろんなパターンがあると思うんですね。なので、認証をきっかけに従業員の意識が変わったとか、いろんな形で改善されているという事例も私も見ているので、どこにポイントを置くのかということですけども、一定の期間、今サステナビリティの方向に持っていく、きちっとした原材料を使う、というところを浸透させるには、ツールとして使うにはいいのではないかというふうに思います。ただこれだけに完全に依存するのではない仕組みづくりというのは、当然必要になるかなと思っています。

○中泉委員 ありがとうございます。追加で一点ですが、年に一回検査を行うとおっしゃっていましたが、それは予告されていますか。それとも抜き打ちですか。

○山口様 基本的には審査に行く少し前にアナウンスをして、認証制度によるんですけども、何週間前にアナウンスして「行きますよ」というふうに言って行くことがほとんどなんです。例えば、日本はあまり多くないんですけども、ここは怪しいなという所があったりすると、抜き打ちで5、6回行ったりとか、あとは当然、認証自体も抜き打ち検

査を一定数しなきゃいけないというルールを設けていたりするので、予定されているものだけではない抜き打ちの審査というのは行われています。

○中泉委員 ありがとうございます。抜き打ちの検査ですと、効果はだいぶ違って大きいかと思います。

○山口様 そうですね。

○中泉委員 ありがとうございます。

○阪口座長 中泉委員、以上でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。認証制度の研究をしているのですが、さっきの認証機関の審査のゆるみの問題などは、認定機関によりけりであって、厳格な検査をする認定機関とやはり緩い認定機関もありますので、その辺りよく見る必要がある。

また認証制度を必ずしも利用する必要はないかもしれないというご意見が出てきましたが、一般的には多くの食品加工会社等では、原材料の生産現場にまで遡及してトレースできるようなシステムを導入するのが一般的であろうと思うんですね。こういった取り組みからも学ぶことができるんじゃないかなと、個人的には思っております。では、他にご質問ないかと思しますので山口様、ご対応ありがとうございました。

○山口様 ありがとうございます。

○阪口座長 次に、法律の専門家である北村委員から「法的な観点から見た都の取組の可能性と限界について」プレゼンテーションをいただきたいと思えます。北村委員、よろしく願いいたします。

○北村委員 それでは、私の方から 15 分ほどでお話をさせていただきます。この会議はいろいろなアイデアが提案されておるわけですが、結果として制度に落とし込まない限りは、アイデアというのは単なるアイデアであって前には何も進まない、こういう事になりますので、少し都として何ができるかということを考えてみたいということでありま

す。

先ほど、西野さんからは、国として何ができるかということ、いろいろな国家の対応がされてきました。それがこの日本国においてストレートに、東京都でもできる事なのかというと、必ずしもそうではないわけですね。連邦国家ではございませんので、地方自治国家ではありますけれども、現在の憲法の下での東京都で本件の問題について何ができるか、これを一緒に考えてみたいと思います。具体的な制度設計はまた別の機会といたしまして、今日は基本的な話をさせていただきとうございます。次のスライドをお願いいたします。

まずわれわれが大きな関心を持っているのが、CITES、ワシントン条約ですね。この国内実施に関する法律としては、一般的には外為法、関税法、そして持出しに関しては輸出貿易管理令と、こういうものがございます。また厳密な意味では実施法とは言えないかもしれませんが、先ほど来、特別国際種事業というようなものの根拠法になっている種の保存法も間接的実施法として位置付けることができるんじゃないかというように考えております。

ところで、国内法と申しますのは、大きく分けて2つのパターンがございます。一つは国事務完結型法律と申しまして、要するに国の事務しかそこに書かれていない法律なんです。自治体はお呼びでないといいますが、全く国が直営でやっていると、こういうのです、それにはまた2つのパターンがございます。外為法・関税法・輸出貿易管理令というのは、いわゆる水際規制の法律ですね。これは通関という、国家の主権に大きく関わるようなことでありますから、ここに自治体が関与する余地はないというようなことですね。いかに成田空港が千葉県にあって、羽田空港が東京都にあって、そこで働いている人は全て国の国家公務員であるということになっております。

ところが、種の保存法の場合は、やや様相が異なっております。例えば、種の保存法の下で特別国際種事業、この規制というのはいってみれば、業者規制でありますから国しかできない事であるのかということと必ずしもそうではないと考えるのが、法的な常識でありましょう。すなわち、国でも自治体でも規制し得る内容であるのを、たまたま現在、国が間接的にやっていると、こういう事と整理できるわけがございます。ですから、共管的な事務に関しましては、自治体の関与が排斥される理由はないということになります。

そしてもう一つ、自治体事務並存型法律、これは多くの法律ですね。要するに法律の中に「都道府県は」とか「市町村は」とか書いてある法律ですね。これは国と自治体が両方とも協力し合って第1条に掲げられている目的を達成しようと、こういうものでやるわ

けですね。廃棄物処理法、自然環境、自然公園法などなどたくさんあります。

この国事務完結型法律、現在の種の保存法はこれですね。そして、共管的な事務の規定型法律、種の保存法はこれなんですけども、その下で、条例というのは考えることができるのかという点についてお話をさせていただきます。条例制定権、これは憲法上の権利でございまして、法律の範囲内であれば、条例を制定することができるということになってございます。ただし、当然のことながら、地域における事務に限定されるということですね。東京都がいかに大東京であっても、神奈川や埼玉の事務について規定することはできませんし、国の事務についても規定することができないのも当然であります。一方、自治体の正当な関心の対象となるものは、これは地域における事務といえるかと思えます。現在地方分権の下で、自治体と国の適切な役割分担、これが求められておるわけでありまして。当然、自治体事務並存型の法律の下ではその2つが入っておるわけでありましてけれども、国事務完結型法律においても、その目的と実現のために必要であれば、この可能性は追及されるべきではないかということでもあります。象牙に関する「通関事務」これは国の絶対的な事務でありますから、自治体の関与の余地はないのは先ほど申し上げました。ところが、「通関前事務」、例えば、販売であるとか、これは特別国際種事業ということで、種の保存法は規制しますけれども、これは共管的事務でありまして、自治体関与は可能と考えます。ただ、都条例にあるということは、要するに「都民の法益」を守るためにするわけですね。全く都民と関係ないところで何事かをするということはありません。これはどのような条例であっても絶対に踏まえることができる点でございまして。

東京都として、この象牙の取引に関して何事かをしようと思ったときに、何故それは都の事務になり得るのかという点であります。環境基本法、国の法律でありますけれども、「地方公共団体の役割として、区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定や実施」これを規定しております。社会的条件、これが本件とは関係しそうな感じがしますね。

それを受ける形で制定されております、東京都の環境基本条例、これの下では地球環境保全というのが書いてございまして、これを推進するんだというのが、一応の政策になっております。さらに具体的に都の任務、責務として、ここでも地球環境に資する政策の積極的な推進とございます。東京都環境基本条例の下で、東京都環境基本計画が策定されております。ここには、都市外交の推進、都の先駆的な取組の発信、こういう文言が見てとれます。また世界の諸都市との環境施策における協力、こういうものも都の役割であるのか、こういうふうには現在では決まっているといたしますか、合意がされている内容として確認を

しておきましょう。

国事務完結型法律、現在の種の保存法はこれであります。また通関関係の法律もこれです。サポートする条例という切り方、整理の仕方をしておきました。実は東京都はこれまでも、特に気候変動に関しましては、気候変動枠組条約・京都議定書の国内実施法である地球温暖化対策法の目的の達成をサポートする機能があった環境確保条例、これを2008年に改正しまして、さらに踏み込み、二酸化炭素の排出削減の義務づけを国内で一カ所やっている自治体なんですね。都で削減をしたことが、全地球にどういう関係があるのかということになりそうなんですけれども、都は思い切ってこういう事を実現していらっしやるということであります。

さて、象牙市場ではどういう事が言えるでしょうか。先ほど国と自治体との適切な役割分担と申しました。ここでは国と東京都との適切な役割分担ということになります。都内における相当規模の原因行為が条約の遵守を危うくする状態になりかねないにもかかわらず、現在の国事務完結型法律の実施だけではそれを阻止しえない事実や懸念が存在する。東京都で、都内で購入されたとみられる象牙製品が違法に持ち出されて水際対策が奏功していないということ、種の保存法は実は2017年に罰則強化をしました。これですぐぐんと効果があるだろうというような国会答弁もされているわけでありますけれども、現実にはどうであるか言われている点が前提として問題になります。

ここでは「助太刀条例」というような言い方をしてみました。恐らく国はこうしたものは要らないと考えているのかもしれませんが。余計なお世話と考えているのかもしれませんが。しかし今、都の立場としては、いやいやそうではなくて、われわれもお手伝いしますよ。昔政治で「勝手連」というのがありましたけれども、勝手連というような感じでコミットしていくということの可能性でございます。

そこでは建前論ではなくて、都が調査をなさった、あるいはこの有識者会議で発表されている事実、それに基づく対応を考える必要がございます。冒頭に環境省の認識が示されました。要するに違法な持ち出しがされ、海外の通関当局で摘発されたということは言えないというわけですね。あるかないかを含めて言えないということでございますので、あまりそのコメントを重視する必要はないというのが、私の認識でございます。文句があるなら、「違います」と言えばいい話でありまして、一応われわれはこの会議での情報を前提とするべきであろうかというのが、私の認識であります。

そういう国を助ける「助太刀条例」の可能性ということになるわけなんですね。これは

大きな点はここにあります。国内実施法の的確な実施をサポートするものでありまして、それを決して実施を阻害するわけではないということですね。実施を阻害すれば違法になります。そういうものではないという点が重要です。

しかし、種の保存法の内容、これは取引は自由なんですね。ただ、特別国際種事業者だけだよと言っているわけでありまして、その前提とのバランスが大事になってくるわけでございます。また都が条例を作ったら、そういうものは都の外に持ち出してしまうと。神奈川県や埼玉県で売られてしまう、そういう事がされる。これは売られるのは勝手なんですけれども、規制がかかると、都内で購入するのはちょっと面倒になるわけでありまして、他に流れるということでもありますけれども、これはそういうものだということなんです。国外に違法に持ち出される可能性がある象牙製品の都内での販売を減少させることが目的であるとすれば、東京都だけがよければそれでよい。これは公害防止条例でも何でも、都が厳しい条例を作ったら、企業は逃げ出したわけでありまして、そういうものだという事になります。

そして都の政策として重要なのは、これをいつやるのかということなんですね。条例というのは、例えば、宣言条例、「日本酒で乾杯条例」みたいなものですが、ああいうものならばすぐにできて、すぐに施行されます。ところが誰かに規制をかける、負担をお願いするとなってしまうと、それなりの慎重な検討が必要です。罰則となると検察の協議も必要になってまいりますし、公布されても施行まで周知期間が必要になってまいります。従ってそうした事をいつやる必要があるのかということは、重要な政治的な問題ですね。今やるということになれば、それは法的な規制では無理というのが常識です。しかし、要綱という形で行政指導に基づきやるということはこれは可能ですから、本格的な仕組みの導入の前に、まま試行期間としてそういうものを実験的に導入するという事は、可能ではないかというように考えております。

それを踏まえて少し内容らしきものに入ってみたいと思います。次のスライドでは、「東京都における象牙の適正取引に関する条例」勝手に作った名称ですので、何の意義もありませんけれども。こういうものをちょっと構想してみようということなんですね。例えば、取引の全面禁止、市場閉鎖は全面禁止を意味するとすれば、恐らく違法だと思います。それは何故かというと、種の保存法で認められているものを全面禁止するのは、恐らく条例事項を超えるようなものだという気はします。人が死ぬとか、感染症がどうか、そういう場合ならば、話は別なのですが、こう言っちゃ申し訳ないですが、象牙でありますから

そこまで強いものができるというのは、私のバランス感覚からするとあり得ないということでもあります。

私としては、やはり国の現在の法律規制、これを前提にしてそれがきちんとされているのか、内容の確認です。そしてそれは確実に機能するのか、この仕組みを東京都で整えてあげるという意味での助太刀ですね。また国は例えば、特別国際種事業者に対して環境大臣はいろいろな監督処分ができることになっているわけですね。認定の取り消しとか、こういう事が可能なわけですが、こういうものも権限発動を促進するような手続き、こういうものも付けるような条例は可能ではないかと思っております。現在は国内流通は自由なんです、国外持出はできないという、落差のある法的枠組みになっておるわけでごさいます。一応はこれを前提として、バランスの取れた内容にする必要があるのではないかというのが、私の認識であります。すなわち、自由な国内流通ではなく、厳格な国外への持ち出し規制、これを基準に考えるべきだということなんです。自由な流通は自由じゃないかと、こうなりますと、あまり踏み込んだことはできないわけですが、「いやいや持ち出しは駄目なんです」ということをいかに実現するかということになってくるわけでごさいます。

バランスの良いコスト、コスパが良くなければなかなか難しゅうございますので、結果として緩い規制になったとしても、それはしょうがないのかなということでもあります。都が考える条例が実施された状況、あるいは効果、これがうまくいくのかいかないのか。これはやってみないと分からないわけではありますが、しかし最終的には種の保存法の改正に結び付けたいと思うわけですね。東京都には種の保存法の改正は当然できませんが、東京都における実験的な取り組みが種の保存法の次の一步を生み出すような機会になれば、こういうようにも思って全体の枠組みを提案させていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

○阪口座長 北村委員、ありがとうございました。それでは、今の北村委員の発表についてのご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。松田委員、よろしくお願ひします。

○松田委員 北村先生、ありがとうございました。先ほど象牙の問題、生き死にの問題じゃないというふうなお話をされたと思うんですけども。前々回、岩井さんから話題提供が

あったように、ゾウ自身はアフリカではけっこう命の危険を伴う生き物である。それに対して、例えば、持続可能に利用して、その市場を日本で維持したい。つまり合法的な市場が可能な所では、維持するというこも、重要なゾウとヒトの共存を図る手段であるというふうな主張がされたと思うんですけども。

そういう外国の人間の生き死にという問題とは、やはり今回象牙の取引を国内でどうするかという話は全く関係ないと。そういう問題には結び付かないというご意見なんですか。

○北村委員 はい、都の法益が何かということを考えますと、やはりそれは遠いだろうというのが、私の認識です。

○松田委員 ありがとうございます。

○阪口座長 他にご質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。ないようでしたら、次の意見交換の時間にご質問などありましたら、あわせてご発言いただいてもけっこうであります。ありがとうございます。

それでは、次の意見交換に移らせていただきます。本日は、象牙取引における認証・マーケティングの導入の可能性や、都の取組の法的な留意点などについて非常に有意義な発表をしていただき、都の取組を検討していく上でポイントとなる点について、認識を共有することができました。

こうした点やこれまでの会議での議論を踏まえて、意見交換を行いたいと思いますが、今回は、意見交換に先立ち、委員の皆様から「オリンピック・パラリンピックに向けた海外持出防止の当面の取組」について、ご意見を頂いております。

なお、先日、オリンピック・パラリンピックについて、海外からの一般の観客の受け入れを断念するとの決定がなされましたが、それでも、オリパラの際には、世界から選手や関係者が東京に集まりますし、いずれは海外からの観光客が戻ってくることから、本日は、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、海外への持出防止の対策についても議論したいと思います。

まずは、事務局より、事前に頂いた委員のご意見の紹介と、オリパラに関する現在の状況のご説明をお願いします。

○松崎政策調整担当部長 政策企画局です。今、座長からお話いただいたように、今回は「東京 2020 大会開催に向けた海外への違法持出防止の取組」について、事前に各委員の皆様にご照会をさせていただきました。ご意見を事務局までお寄せいただいたところです。

お寄せいただいたご意見では、広く象牙取引適正化に向けた中長期的な取組についてのご提案もありましたが、ここでは、オリンピック・パラリンピックに向けた「当面の」海外持出防止への取組について、主なご提案を項目ごとにまとめさせていただきました。

また、今回のご意見をいただくに当たり、別途、井田委員、松田委員から、また、西野委員と三間委員からは共同の意見として、資料のご提出をいただいておりますので、別添としてお付けしております。では、事務局でまとめた資料についてご説明いたします。

まず、「空港・港」に関する対策として、東京税関と連携した取締強化月間・キャンペーン、集中的抜打検査の実施。象牙に特化し嗅ぎ分け可能な訓練をした探知犬の配備、などという水際対策についてのご提案をいただいております。

また、「空港・港湾施設における普及啓発」として、到着時や帰省時におけるさまざまな機会での働きかけや関係者内での認識も上げて監視を強化するなど、施設関係者と連携した周知徹底。それから、成田空港・羽田空港、東京港でのポスター掲示等による周知。その際は訪日客向けの資料は、多言語での展開をすることが重要、というような意見を頂いております。

次に「交通機関・宿泊施設」に関する対策として、例えば、リムジンバスの座席等における交通機関でのポスター掲示等による周知。宿泊施設でのポスター掲示。それから例えば、ホテルのレンタルの携帯電話、これの広告枠の活用、などといった普及啓発についてのご提案がございました。

次のページ、「販売場所」に関する対策としまして「販売事業者への要請」について、市場側での一定の施策が重要だとして、大会期間中の象牙製品の販売自粛等を要請。象牙販売から撤退、自粛要請に応じた事業者の認証・公表をすることや、自粛に対応しない事業者には、販売記録等の報告等を促すといったご提案がございました。

「販売時の対策」として、身分証明書の提示や氏名・住所等の記入。海外持出は違法であることの説明を受けた旨の同意書の作成。都内販売店による購入者に対する身分確認等の実施や、インターネット、スマホを活用した事前申し込み制度の採用、また都に対して、象牙製品の販売状況、購入者への確認状況等を提出するなど、都内販売店による都への報

告の実施、などといったご意見を頂いております。それから、象牙製品販売店でのポスター掲示等による周知徹底といった、販売店における普及啓発。それから、国による販売店への立ち入り検査への協力、それからボランティアの活用などにより販売店への見回り、抜き打ち検査の実施といった、販売店への立ち入り検査等についてのご提案を頂いたところでございます。

それからスライドの4になりますけれども、「旅行業者等と連携した取組」として、団体旅行者向けに団体旅行者向け説明会やガイド資料での周知徹底。訪日客向けのフリーペーパーでの周知、などといったもの。インバウンドの受入をしている旅行関連企業との連携。また個人旅行者向けには、サイトの運営企業と連携した周知や検索時のポップアップ機能の活用、などという対策のご提案。また旅行業者・ツアーガイド等へのレクチャーや研修、といったご提案をいただいております。さらに、象牙取引の原則禁止を目指す旨などの宣言、象牙市場の規制強化・適正化に関する姿勢の明確化という、都の独自発信を行うこと。また海外の他都市、ニューヨーク市などと連携した普及啓発などを行ってはどうかというご提案を頂いております。事務局で取りまとめた各委員からの主なご意見の説明は以上でございます。

なお、先ほど阪口座長からもお話しがございましたが、「東京 2020 大会」における海外からの一般観光客の受け入れは断念するということが決定されております。この旨報道されているところですが、議論いただく前提として、その状況について補足として説明させていただきます。

スライドの5ページに現在の状況を簡単にまとめております。さる3月20日、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、東京都組織委員会それから国の五者で協議が行われまして、「東京 2020 大会」における海外観客の日本への受け入れの見送りが正式に決定されました。

一方、会場の観客数の上限は4月中に判断されることとなるなど、「東京 2020 大会」においては、いまだ確定していない部分が多い状況であります。開催時には世界から選手や関係者が来日することになり、その規模は通常の開催であれば、約9万人と推計されておりますけれども、それにつきましても、今後絞り込み等について協議するとの報道がなされているところです。

また、大会における海外からのボランティアについても、原則として受け入れを断念するが、専門が高く不可欠な業務を担う方については例外として受け入れることを検討して

いるとの報道があるなど、流動的な状況となっております。なお参考としまして、スライドの6枚目に、オリンピック・パラリンピック組織委員会のHPにおける「海外観客受け入れ断念について」の掲載の抜粋をお付けしております。事務局からのご説明は以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思いますが、本日は、先ほどの山口様や北村委員のプレゼンテーションなどを踏まえた「課題に対する中長期的な取組の方向性」と、ただ今事務局から説明があった「海外持出防止に向けた当面の取組」の2点についてお話をいただきたいと思います。

今回は、事前に資料を提出いただいている方からお願いしたいと思います。必要がありましたら、ご提出いただいた資料のご説明もお願いします。まず、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 ありがとうございます。資料提出してその補足説明などをしようと思ったんですが、最近大きな動きがあったので、このご紹介をした上で、私のそれを考えにつなげていきたいというふうに思います。

大きな動きというのは、つい最近 IUCN のレッドリストの改訂というのがありまして、ここで明確にサバンナゾウとシンリンゾウを別々の種として評価するということがなされた。これは2001年ぐらいからいろいろ言われて、ライオンとトラほどの違いがあるということが言われていたんですけども、今回 IUCN として初めて、そういう評価をしましたということでもあります。

先ほど、象牙組合さんの資料にもありましたけれども、すでに国際的な哺乳類のデータベースでは、ずっと別種のものとして与え、扱われていると。左がマルミミゾウというやつで、右がサバンナゾウというものなんですけど、見ていただいても別種だというのはお分かりいただけるかと思います。

その評価は、マルミミゾウというのは、3ランクあるうちで最も深刻な絶滅の危険があると。CR というランク。サバンナゾウ全体として、3ランクあるうちの真ん中なんですけれども、やはりかなり絶滅の危機が深刻であるというふうな評価がなされました。これいづれも、象牙目当ての狩猟で数が減っているのが主因であるというふうに言われているということでありました。これ非常に大きいと、私は思ったので、ちょっと今日ご紹介しよ

うかと思ったんですが、ホームページとか、IUCN の発表とかそれを一部報じたニュースというものがこういうものであります。

この含意なんですけれども、分かった事はマルミミゾウというのが、もし万一東京の市場で出てきたりしてしまったら、そのときのリスクというのは非常に大きいということのをわれわれ認識しなければならないということでもあります。

トレーサビリティのお話ありましたけれども、これをもしやるんだったら、この2つ分けられた種の判別まできちんとして管理をしなければならないという、国の全形象牙のところは年代測定まで義務づけられましたけれども、ちゃんとトレーサビリティをやって正当なものとやるんだったら、やっぱり種の特定期までやらなければならないというふうになったと考えるべきではないかと思えます。

サバンナゾウの評価、プレスリリースを見ますと、「地域によっては、下位個体群のいくつかは繁栄しているという点を念頭におくべきである。対策を考えるとときの十分な注意と地域に即した知識が必要だ」というようなことが言われていますけれども、概してサバンナゾウの危機リスクというのも高まったと考えるべきではないかと思えます。

今日、環境省の方いらしているので、これはぜひ早急にやっていただかなければならないんですけれども、今朝確認したところでは、環境省の Q&A では、まだこういう古い事が書いてあったので、これはぜひ最新の評価に基づいて修正していただきたいというふうに思えます。

ここからは私が提出した意見に関する補足というか、ポイントのご説明になるんですけれども。やはりこれは評判のリスクというのが非常に大きいんだということを、われわれ考えなければならないというふうに思えます。世界の中で日本の市場というのがどういう目を向けられているかというのを、大きな事を考えなければならない。私のペーパーの中にレピュテーションリスクということを書きましたけれども、これは非常に大きいと。しかも、東京には大きな市場、象牙市場というものがあ、業者も多いというんだったら、先ほど、北村先生、東京としてやることとおっしゃいましたけれども、私は東京としてやらなければならないということだと思えます。これ海外の世論に迎合しろということではなくて、東京にとっていかにそれが大きなリスクか。特にマルミミゾウなんかの密輸が摘発されたときのリスクというのは非常に大きいということを考えるべきだというふうに思えます。

もう一つ、ペーパーの中で書いたときは、今、山口さんからの性善説でいいのかという

ご指摘があったんですが、私も全く同じ事を考えておりまして、海外とか国内とかいろいろ取材しているんですけども、性善説では全くできない人たちというのはいっぱいいるんですね。悪意を持った組織があって、巨大な犯罪組織があってそういう事をやる。やはり規制というもの、これちゃんとやれる市場の適正化というのを考えるんだったら、性悪説で臨む必要があるというふうに思っておりまして、私のペーパーもそういうような事が書いてあります。

これは何を申し上げたいかという、普及啓発だけでは駄目なんですね。「空港のポスター見たから、はい密輸やめます」という悪い人というのは決していないので、やはりこれは取扱い業者に関するかなり強烈な介入というのをやらなければならないというふうに思います。

山口さんのお話を聞いても、トレーサビリティの実現は可能だというふうに、私も思いましたんですけども、コストのお話ありましたけれども、これ西野さんからご紹介いただいたもののように、コストも掛かるし、手間もかかるので、極めて限定的な **Narrow exemption** というものに関してトレーサビリティを実現する。その他はもう時期を限ってやめましょうというような取り組みをしていくべきだというような事を書いてありますので、含意はこのとおりなんですけど、ペーパーを読んでいただければと思います。

これは評判のリスクの例というのをご紹介しようと思ったんですけども、レオナルド・デカプリオのインスタグラムを見れば、「東京ちゃんとやってよ」と書いてある。これは **Richard Branson** というヴァージンの創設者のツイッターでありますし、デカプリオのツイッターにもこういうことになっている。ぜひこういう所で議論していることは、東京の市場と唯一残った管理の不十分な市場に世界的に多くの人目が向けられているんだということを忘れないようにして、これから議論していくべきではないかというふうに思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○阪口座長 ありがとうございました。では、続いて、西野委員、お願いいたします。

○西野委員 私からはまず、今日ご発表いただいた内容も非常に分かりやすかったので、そちら改めましてコメントさせていただきます。まず山口さんのご発表にありましたように、認証制度について専門に見ていらっしゃるお立場からも、もしこうした制度を活用するという、オプションとしてツールとして考えた上でも、やはり世界基準の採用が必要だ

というところであったり、まずは取引制限や禁止をするといったコミットメントが非常に重要。関わっている事業者の方についてもこういったコミットメントをしていくということが重要になってくるという点であったりですとか、やはり審査の過程の透明性や基準やチェックリストを策定していく、非常にコストの負担の掛かるものというところをあらためてお示しいただいたのかなというところで、そうした前回の会議で井田さんなどもおっしゃっているように、やはりコストを掛けてどこまでやるのかといったようなところを検討していく上で非常に重要なポイントなのだなというところが、あらためてお示しいただいたかなというふうに思いました。

ですので、今先ほども井田さんがおっしゃったように、やはり絞っていくと狭い例外ですとか、対象を絞るということも非常に重要で、これまでもさんざん言われてきた意見だったりするところでもあるかと思しますので、早く検討を進めていくというのが必要だなというふうに思いました。

そして、北村先生のご発表も「助太刀条例」というのが非常に分かりやすく、やはり国が順守すべき条約だったり、国際的なルールを守っていくという施行をサポートとするものとしても意義があるというところ、大きなポイントであったかと思えます。やはり象牙取引についてはもちろん国で規制をする法律がある中で、全面禁止というような厳しいものは難しいというふうにもおっしゃってはいたものの、やはり都においてそういう「助太刀条例」といったようなサポートするというところで、条約制定が実現不可能なものではないというところ、法律のご専門のお立場から示していただいたというところで、非常に大きなところであったかなというふうに思いました。

さらに条例制定など時間がかかるようなプロセスについては、試験的にでも要綱というような手段があるというところも、大きなポイントであったかなというふうに思っております。

そうした中で、少し最新の情報として、つい最近 26 日にリリースされた新しいレポートがありまして、こちらトラ・ゾウ保護基金とワイルドエイドという 2 つの団体の共同のレポートになっているんですが、日本の国内の市場を調査したというもので、東京にある 2 店舗について、調査の結果というのが示されているんですが、こちらが非常にセンセーショナルな内容であったかというふうに見ているんですけども。こちらの東京都内に店舗がある象牙販売をしている事業者だそうですが、まず中国人の方が経営されているという点と、その顧客が中国本土にいる顧客の方からオーダーを受けて製品を製造しているとい

うことが分かったという内容であったのは、非常にこちら、日本の国内においてはもちろん仕入れの段階から販売、取引においても完全に合法的に行われてはいるんですけども、それが確実に日本の国外に中国に持ち出しをされている可能性が非常に高いということが分かっているというような内容でありましたので、これは非常に重要な問題であるというふうに感じているところであります。こうした事実が今新しく出てきたというところが一つ、ポイントとしてご紹介をさせていただきたいところになっています。

そちら2つの団体の NGO から東京都への提言というのもされていらっしゃって、やはり拘束力のある、施行能力のある条例でしたり、緊急的にそうした法的措置を用いた制度を制定する措置を実施することが、非常に重要だということが示されていました。

そうしてもう一つ新しい情報で、ETIS という、こちらの会議でも何回かご紹介があったように、ワシントン条約の制度の下で、各国の象牙の押収データを収集して分析している ETIS というものがあるんですが、そちらの最新の分析データというのがこちらの新しい報告書が発表されています。こちらでも実は2019年の各国の押収件数で総重量といいますか、過去4番目に大きいということが分かっています。2013年が一番ピークだったというふうにデータとしては示されていて、その後、ここ数年少し減少傾向にあったんですが、また再び2019年に過去と比べても4番目に多い押収密輸がたくさん起きていたという、こうした事実も新しく分かっていますので、引き続き違法な取引、象牙の密輸というのがやまない状況にあるという、こうした中でも日本の国内のこうした事業者の実態というの、非常に憂慮すべき問題であるというふうに、あらためて思ったというところで今ここでご紹介させていただきました。

ですので、私たち WWF と TRAFFIC で共同で今回、持出防止策についてご提案をさせていただいているんですが、その中の具体的な施策というのもアイデアとしてご提案をしているんですが、こちら後ほど WWF の三間さんの方からご紹介があるかと思いますが、私はこうした背景も踏まえて、やはり何度も申し上げているとおり、中長期的な制度ですとか、やはりこうしたどういうふうに国内の、東京都だけでも取引規制を強化するといったような宣言であったり、どういう方向に向かって進めていくのかという方針を明確化した上で、そうした中で長期的なプラン策定した上で、緊急的な措置として位置付けて進めるということが非常に重要ではないかなというふうに思っております。その施策については、やはり権限のある制度である必要があるというの、一番重要な点かなというふうに思っております。以上になります。

○阪口座長 ありがとうございます。それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。非常に今日の話も論点が明確になったと思います。単純に言うと、性善説か性悪説かということだと思いますね。何度も申し上げているように、実は密猟・密輸、アフリカの密猟からの密輸品ですね、それによって日本の象牙が海外への市場が摘発されたことではないということなんです。つまり日本の市場をいくら制限しても、制限しなくても、それはアフリカの現在の密猟を増長するかどうかとは関係ないということです。

私が2回目に申したように、むしろ合法市場を維持すること、これが持続可能な利用によってヒトとゾウの共存を図ることで有益である。今日の東京都の論点整理にも、ヒトとゾウの共存は一切出てこない。先ほど、私申し上げましたけれども、ゾウの話はアフリカの人にとっては命がけの問題なんです。それにどう応えるかという、究極の目的のためにわれわれはやっている。ワシントン条約で禁輸するとかいうのは手段なんです。それがヒトとゾウの共存にとって有効であるならば禁輸しますし、逆に合法市場を維持することが有効であるならば、そっちにするわけです。そこを考えていただきたいというところですね。教育者であると、性悪説には立ちきれないんですが、今現状で日本の市場の中で凶悪な密輸組織がアフリカの密輸組織が象牙を売りさばいているとかいう痕跡は何もないわけです。私はむしろそれは幸せなことであるというふうに思っています。

その意味では、前回の三間委員の論点整理ですね、ヒトとゾウの共存もおっしゃっていただいた。非常によく分かりやすい論点整理だったと思います。その上で東京都は何ができるかという話で、三間委員の話ではヒトとゾウの共存は東京都のマスターではないという話でした。

私は、このオリンピックが非常にいろんな所で政治的に利用されたりして、非常にまずい状態になっていると、どんどん雰囲気が悪くなるというふうに危惧しています。私はこの象牙問題もそうだと思います。

私がお話を東京都から伺ったときに、むしろオリンピックの期間にやるんなら一番良いのは、正々堂々と象牙を利用すべきなのかそうでないのかという、論争をちゃんとフェアな下でやろうということが、むしろオリンピックを控えた東京都として答えられるべき事なんじゃないかというふうに申しました。ですから、私が最初にこの委員会としてや

れる事は、この議事録の英訳を公開していただきたいということです。

それから全体としてプレゼンとか動画とか録画されていますけれども、一回だけで2時間、3時間になりますね。最初だけなぜか30分でしたけれども、長いですね。ですから、私は一番端的に分かるのは、岩井雪乃参考人の意見と三間委員の全体の論点整理ですね。このぐらいの動画は英字字幕を付けて公開していただきたい。それがまず一番分かりやすい。つまり東京都が今どういう議論をしているかというところを、世界にお見せすることが重要ではないかというふうに思います。そういう意味では、ニューヨーク市長からの書簡が契機になって、これをやっているとは私は理解していますので、どんなお返事を書くかというところが、一番重要ではないかなと思います。

その上で、皆さんがおっしゃったように、象牙の問題に関してですね、どんな取り組みを、違法取引の注意喚起をするかというお話です。先ほどから言っているんですね。何か違法取引が少しでもあったら大変だと。だから市場閉鎖みたいな、市場をできるだけディスカレッジしたいというようなお話があったんですけど、私は2回目に申しました。むしろ日本はそういう違法取引の摘発は極めて少ない方である。サッカーの試合で言えば、フェアプレー賞ものだというふうに申しました。それでも確かにイエローカード出ているわけです。それは確かです。

皆さんのそのロジックはイエローカードをゼロにするためには、サッカーをしないことだと言っているようなものです。市場取引をむしろやることの方がヒトとゾウの共存に有益であるというふうに、私は一方で申しているんですが、それに対して逆方向であるということです。たぶんトレーサビリティ、認証制度の専門家も違法なものを取り締まるためには市場をなくせばいいなんていうことはおっしゃらない。ゼロにしろということはなかなか難しい。減らすことは重要です。ですけども、ゼロにするということよりも、むしろ合法市場を維持することが重要であるというふうに思います。今オリンピックで海外の人に対して注意喚起すべき事は、象牙よりもコロナ対策です。そういう事と一緒にやってやるという意味では、私は象牙の問題だけじゃなくて注意喚起するならば、ワニ皮とか、いろいろワシントン条約で規制されているものもありますから、そういうものの一環として出すというのはあってもいいじゃないかと思います。

あとの、私がここに今、画面共有で言っている事は、基本的にはそんなに皆さんと変わらないと思いますが、私はそんなに厳格なものよりも、身分証明書を提示するだけでも、だいぶ効果があるんじゃないかというふうに思います。何度も申しますが、ゼロにするの

でなく、減らせばいいんです。そういう効果をちゃんと持てる、有効に持てるような方法を考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。では、三間委員、お願いいたします。

○三間委員 はいありがとうございます。今、松田先生がおっしゃっていただいた点、僕もすごく大事だなと思いながら伺っていました。やはりゼロにするというのは、非常に難しいと思うんですね。山口さんが非常に良いお話をしてくださいましたけれども、認証制度を我々も重要な環境保全の手立ての一つとして位置付けて活用はしていますが、やはりこれだけで全部解決できるとは思っておりません。他のいろいろな手段とを組み合わせ実施していく必要が、やっぱりどうしてもあるなというのは日々感じているところです。

性善説か性悪説かというところの話もあるんですけども、一つこの象牙の件について僕思った事がありまして、それは10年ぐらい前、今の日本から違法にどんどん象牙が持ち出されるというこの状況、これ私たちが正直予想していませんでした。当時も、絶対とにかく象牙の取引には反対すべきだ、何で自然保護団体が反対しないのかと批判されるようなことが、たまにあったんですけども、私たちはその当時は確かに一方的な取引反対は言っていませんでした。日本国内に違法な象牙、密猟された象牙は直接入ってきているというデータがやはりなかったですから、取引規制は今力を入れてやるべきところではないだろうというのが、当時の判断だったんですね。

ですが10年たってみて、私たちが予想しない状況になってきている。それは日本からこれだけ象牙が違法に輸出されているという現状が一つ。それから国際的にも「違法な象牙取引を撲滅しよう」という動きが各国で強まる中で、日本から違法に持ち出される象牙が国際的なブラックマーケットを活性化させて、それが間接的に密猟をまた助長してしまうリスクがある、ということ。その部分というのは、看過すべきじゃないんじゃないのかなと。変わってきた状況として、やはり日本として東京都としてもできる限りの事、何かしていくべきなんじゃないかなというふうに、あらためて思いますと。それがまず一点です。

それからあとやはり、この象牙の違法取引の問題だけで全部、共存や密猟の問題が解決できるわけではないというところも、確かにあると思いました。この点は委員会の、前回かな、僕もちょっと申し上げましたけれども、この会議の中でお話しする事じゃないのかもしれないけれども、やはり別の手段で、「象牙の取引規制」ではないところで、例えば、

国際交流ですとか、国際支援といったような形での取組が可能なのであれば、そうした別の形で検討する必要があるんじゃないかなと、あらためて思います。その意味で、日本や東京といった自治体が野生生物であるゾウとヒトが共存していく上でできる役割、貢献というのはやはりあるんじゃないかなというところを、あらためて思いました。

本日のいろいろな発表の中で伺った点も踏まえて、簡単に前回かな、出させていただいた、私どもの提案の内容を少し共有させていただきたいのですが、画面共有よろしいですか。PDFのファイル見ておりますでしょうか。

簡単に申し上げますと、短期的な取組みと中長期的な取組みと、この2つが必要であるという点を主に申し上げました。先ほど西野の方からお伝えしましたけれども、特に事業者の方に対する取組みという点ですね。これに関しては下の3点を主に提案させていただいております。

これは特にオリンピックというものを、オリンピック・パラリンピック大会というところを意識した、期限を切った形での自粛を促すというような形での提案になりますけれども、やはり実際に海外に象牙が違法に流れてしまうことを防ぐ上では、ある程度こうした事業者への取組み、働きかけというのは欠かせないんじゃないかという点の一つ目になります。

ただ、実際問題として、サステナブルな利用や、非常に限定、範囲を限定した利用、活用を継続してきちんと今後実施していくにはそれなりの時間がかかりますし、それがオリンピック・パラリンピック大会までに何かできるのかと言われると、非常に難しいところなのかなというふうには思いました。

なので、そういう意味では、前段に出させていただきました、長期的な取組み、この部分はやはり実施していく必要があるんだというふうに、私どもも思っております。

今日は北村先生が非常に良いお話をしてくださいます、国として何ができるのか、自治体としてはどこまでができるのかというところを、ここをきちんと踏まえた上でできる事の枠組みという事をしっかり意識しつつ、国に実際に働きかけていく、国としての取組みをもっとより良いものにしていくための、そういう本当に助太刀的な部分ですよ、そこを本当に東京として実施可能な非常に大きな役割であるという認識を持っていただいて、これからオリンピックに向けて、例えば宣言や提案、提言、そういったことを政府に対して実施していけるといいのではないかなというふうに思います。いろいろ申し上げたい事があったんですが、とりあえずそれぐらいで大丈夫です。どうもありがとうございます。

す。

○阪口座長 ありがとうございます。この後は名簿の順にお話をいただきたいと思いません。北村委員、お願いいたします。

○北村委員 いろいろ追加情報をありがとうございました。やはり東京都として何をすべきかという枠組みに入ってきますと、できる事、できない事というのがクリアになってくると思いますので、そういう意味では本日、東京都として何ができるかというようなフォーラムを共有できたことはよかったのではないかなという気がしております。

そこでやっぱりできる事というのは、順番がありますので合意を積み重ねるということが大事でございましょうから、やはり三間委員、あるいは松田委員、西野委員がおっしゃった、全体としてこうあるべきだよねというのを、やはり集約してそこをプラットフォームにして上に構築していくということが必要だなということを、あらためて認識をいたしました。一発で全てができるということは恐らくあり得ないと思しますので、やはり枠組み条約があって議定書があるように、全体として合意ができるものを早くに合意をしていくということが重要なのかなというような気がいたします。

恐らく、具体の話になってまいりますと、相当技術的なことにもなってまいりましょうから、こういう場ではそういう事は難しいのかもしれませんが、それに入る前にこの有識者会議においてこういう事はわれわれとしては合意しようではないかということを示せばいいのかなと思います。

松田先生から「おまえはアフリカのことは関心がないのか」と叱られましたけれども、実はそんな感じがしてございまして、そうした知見も踏まえた形での東京都のやる意味というのを早く文章化できればいいなあというふうに、今日あらためて考えたところでございます。これは阪口先生なんか専門家でありますから、まとめていただければ非常にありがたいなと感じたところでございます。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。最後に中泉委員、お願いいたします。

○中泉委員 まず、松田先生と基本的に意見は非常に近くて、経済学者的には、実需があるうちは、絶対市場は閉鎖すべきでないのは、松田先生と同意見で、従来から申し上げて

いるところですよ。

ただ、私もいろいろその後も調べまして、今日井田先生がおっしゃったところなんですけれども、アフリカゾウもサバンナゾウとマルミミゾウはかなり違うものだというふうに理解しました。しかもサバンナゾウの方は、松田先生もおっしゃったように、ナミビア等で管理保護も一部できていて、むしろ持続可能という意味では、サバンナゾウの象牙の市場というのは、今後も少しずつ開いた方がいいのではないかと思います。

半面マルミミゾウは絶滅危惧種なので、そちらは絶対守らなければいけないと思います。これまで委員会に出させていただきまして、マルミミゾウの材質をサバンナゾウで代替することはできなくはないということだったので、いかにその需要をサバンナゾウに移すかというのは重要かと思っています。

そのためにトレーサビリティはやはり充実すべきなのではないかというのは、私の持論でして、なかなかコストは掛かると思うんですけども、それでもいろんな所、特に加工業者と連携して、要するに象牙を印章などに変えるところでしっかり合法的な象牙だけを使ったというのを、認証してもらうことが最善かと思っています。そこにラベリング等をしてトレーサビリティを高める。そういう方向で特にマルミミゾウの保護プラス違法取引を減らすということをやっていくべきではないかなと思います。

あと、私も前の報告でだいたい申し上げたい事は言っているんですが、今日お聞きした中のお話で、身分証明書の提示ですとか、氏名とか住所の記入、海外持出は違法であることを説明して同意書を作成すると。こういった事は海外持出にはかなり効果的ではないかと思っています。それプラス、トレーサビリティの充実で相当なことができるのではないかというふうに考えました。

あと、蛇足なんですけれども、例えば日本では密猟した象牙が見つからなかったですとか、海外で見つからなかったというご指摘もあったわけなんですけれども、実は政策評価ですとか、EBPM を専門にしている人間からすると、このコメントだけでは非常に不満です。

どうしてかと言いますと、実際、密猟が行われていなければ、当然密猟は見つからないですね。ただし、調査をしてなくても、やっぱり見つからないんです。このどっちかというのを、しっかり示すというのが EBPM なんです。なかなか他の役所でも EBPM 全然進まないんですけれども「エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング」をしっかりやっていただきたいです。それができないのであれば、やっぱり両方の可能性があると考えて

やっていくべきではないかと思っています。

そういう意味では、北村先生のご指摘に一部近い、北村先生を仲間に引き付けるのはむしろ恐縮なのですけれども、そういう意味で都が象牙市場の健全化を行うことというのは、非常に重要ではないかと思います。すいません、長くなりましたが、以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。最後に、座長というよりは、委員の立場として、私もお話をさせていただきます。

本日、非常に有意義なご報告とご議論をいただきましたが、その中の一つの論点として、海外持出防止の一つ対策ですね、もう一つは南部アフリカ諸国などで行われている持続的な利用プログラムとヒトとゾウの対立の問題ですね。持続的な利用プログラムを実施して、地域の人たちにインセンティブを与えるという意味でも合法的な象牙市場を維持すべきであるという観点も、これは前々から出ておりましたが。海外持出防止のために必要となる措置と、そういった合法的な取引を通じてアフリカゾウと共存する、あるいは共存せざるを得ないアフリカの地域住民の人たちにインセンティブを与える仕組みですよね。恐らく全く別のものになってくる可能性が高いのかなという気がしますね。リムジンバスでの啓発、持出防止対策ですね、これが継続的に南部アフリカ諸国から象牙輸入して、これワンオフ・セールですかね、オークションで。それを輸入して販売するとなると、どうも国内マーケットがどうしても持出禁止ですので、国内マーケットが対象になると。合法的な市場を維持する仕組みというものがあると全く違うものになるというところが理解しないといけない。ただ、短期的な対策で海外持出の防止対策を先に進めないといけないということであったんですが、この2つは恐らく別のアプローチが必要になるのかなという気がいたしました。座長からの発言は以上であります。他に全体を通して何かお話がございましたら、挙手をお願いいたします。松田委員、ご発言でしょうか。

○松田委員 ありがとうございます。さっきの井田さんの IUCN の話、すいません。情報がこちらちゃんと把握しておりませんでしたけれども。サバンナゾウが何か密猟が増えてさらに脅威になったというようなご説明だったと思うんですけれども、このプレスリリースを見ると、「引き続き確かにその要因はあるけれども」という書き方で、やはり 2011 年がピークであるというふうに書いてあると思うんですが、いかがでしょうか。

○阪口座長 井田委員、いかがでしょうか。

○井田委員 おっしゃるとおりだと思います。書き方としては、密猟が増えていると私申し上げたのではなくて、密猟が依然として最大のサバンナゾウの **threat** であるということを書かれているということだと思います。

○松田委員 土地利用変化も当然あるということですね。はい分かりました。

○井田委員 土地利用変化というよりも、人間がどんどん広がっているということですね。

○松田委員 それは途上国なんですから、当たり前だと思います。

○井田委員 その2つだと思います。すいません、話す機会を頂いたので、ちょっと申し上げたいんですけども、何かわれわれ1かゼロか、バツか丸かの議論をしているような気がするんですけども、私にしても西野さんにしても、そういうつもりはなくて、象牙全部やめてしまえと。象牙市場全部閉鎖してしまえと、私言ったつもりはなくて、かねがね申し上げているようにこの市場というのは違法と合法というものが全く区別ができない状況に長い間置かれていると。全形牙から末端の物品までのトレーサビリティというのは、全く確保されていないと。これは僕は国の行政の大きな怠慢だと思うんですね。それを東京都がどうカバーして助太刀していくかという議論をしているのであって、別にわれわれは、私も市場全部閉めてしまえなどと言ったつもりはありません。ただ行政コストであるとかトレーサビリティを考えるんだったら、諸外国が言っているように **Narrow exemption** というのを設けていくという西野さんからのご指摘があった海外のやり方というのを、グローバルスタンダードでやって、レピュテーションリスクなどを考えれば、そういう在り方が東京としても取れるのではないかと、取るべきでないかという議論をしているので、丸かバツかというような議論をするというのは良くないと思います。

それと私も海外取材しておりまして、ゾウと人間とのコンフリクトをよくよく見ておりますが、今、阪口さんご指摘になったように、それは論点を広げ過ぎるという問題というか、それをここでやるんじゃなくてまた別の場で、東京都としてどういう貢献ができるのかというのは、別の機会をもって議論をした方がいいじゃないかというふうに思います。

○阪口座長 ありがとうございます。三間委員ご発言でしょうか。どうぞ。

○三間委員 ありがとうございます。中泉先生がさっきおっしゃられていた点で少し気になった点がありますので、補足というか情報提供させていただければと思います。サバンナゾウも絶滅危惧種です。レベルはシンリンゾウ、マルミミゾウの方が一つ危機レベルは高いんですけども、絶滅の恐れが高いとされている種であるという点については、間違いがありませんので、単純にそちら、もちろんそういう意図でおっしゃられた点ではないと思うんですけども、何ていうんですかね、単純に象牙の供給元がそっちにシフトするとかっていうことではないのかなというふうに思いました。その点だけインプットさせていただければと思います。失礼いたしました。

○阪口座長 ありがとうございます。松田委員、ご発言でしょうか。

○松田委員 先ほど中泉さんおっしゃいましたけれども、日本の象牙の中にそういう密輸品があるかないかももう少し精査すべきだというのは、やっていいと思います。ありがとうございました。

○阪口座長 他にご発言ある方、中泉委員、よろしくお願ひいたします。

○中泉委員 サバンナゾウについても絶滅危惧種であるというのは理解しました。理解しているというか、そのとおりでと思います。繰り返しになりますけれども、基本的には象牙の需要自体をいかに減らすかというのがまず第一で、ある程度、無視できるようになったら閉鎖ということもあり得るんだと思いますけれども、それまではもし持続可能に一部生産できるようなところがあれば、需要を減らしながらマッチングさせていくというところですね。サバンナゾウを乱獲しようとか、絶滅させるとか、そういうことでは一切ございません。念のために申し上げます。以上です。

○阪口座長 はい、ありがとうございました。本日の意見交換においては、都がなすべき取組の方向性の中で、「当面の海外持出防止の取組」について、各委員の皆様からご意見を

頂きました。本日の議論を踏まえて、東京都の方で実際の取組を検討し、オリンピック・パラリンピックの前に実行に移していただくことをお願いしたいと思います。

それでは、これで意見交換を終了したいと思います。本日は、素晴らしい発表と活発な意見をいただきありがとうございました。

時間の制約もあり十分にご提案いただけなかった部分もあろうかと思いますが、他にもございましたら、事務局を通じてご提案いただければと思います。

本日は、象牙取引における認証・マーキングの導入の可能性や、都の取組の法的な留意点などについて、非常に有意義な発表をしていただき、都の取組を検討していく上でポイントとなる点について、認識を共有することができました。

また、海外持出防止についての当面の具体的な取組、課題に対する中長期的な取組の方向性について、議論を進めることができました。

次回の第5回会議につきましては、本日までの議論を踏まえ、「違法取引等の課題に対して都がなすべき取組の具体的な内容」を検討したいと思います。その際は、各委員の皆様から、これまでの会議で発表いただいたものも含め、都がなすべき取り組みについて、それぞれのご意見・ご提案を頂戴し、それを基に議論していただきたいと思います。そして、さらにその後の会議において、それまでの議論の内容を取りまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 では、異議なしということですので、詳細につきましては一度私の方で預らせていただき、事務局と調整の上、後日皆様にご連絡させていただきます。それでは、本日はここまでとさせていただきます。皆様お疲れさまでした。事務局にお返しいたします。

○松崎政策調整担当部長 本日は、多岐にわたるご意見やご提案を頂きまして、誠にありがとうございました。意見交換をいただきました「当面の海外持出防止の取組」につきましては、本日のご意見等を踏まえ、都としてもできるところから対策を講じていきたいと考えております。

また、次回会議の開催は、オリンピック・パラリンピック開催前の5月から6月ごろを

目途に調整したいと考えておりますので、日程については後日、改めてご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録につきましては、後日、各委員の皆様に確認をさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、第4回「象牙取引規制に関する有識者会議」を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。山口様、どうもありがとうございました。